

枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱

制定 平成 27 年 3 月 31 日枚方市要綱第 25 号
最終改正 令和 6 年 3 月 29 日枚方市要綱第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する地域産業基盤強化奨励金（以下「奨励金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 奨励金の交付の目的は、企業等に対して交付することにより、その立地及び設備投資の促進を図り、もって企業等の経営基盤の強化及び新たな雇用の創出に資することとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）によるものをいう。以下同じ。）を営む法人又は個人をいう。
- (2) 建物 固定資産税が課される家屋のうち、主たる用途が次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 製造業に係る製品の製造、加工及び組立を行う施設
 - ロ 製造業に係る技術開発、製品開発及び商品開発を行う施設
 - ハ 製造業に係る従業員の技能・技術の高度化を図るための施設
 - ニ イからハマまでに掲げる施設に附帯する施設のうち、市長が特に認める施設
- (3) 償却資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産のうち、第5条に規定する交付対象行為の実施に必要と認められるものをいう。
- (4) 産業集積促進地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域内において、市長が特に定める市内の地域をいう。
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当するものをいう。

(奨励金の交付の対象者)

第 4 条 奨励金の交付の対象となる者は、次条に規定する交付対象行為を行う企業等とする。

(交付対象行為)

第 5 条 奨励金の交付の対象となる行為（以下「交付対象行為」という。）は、産業集積促進地域において行われる事業のうち、第7条の規定による市長との事前協議において選定され、かつ、同条第5項の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して3年以内に開始されたものとする。

(奨励金の額)

第 6 条 奨励金の額は、納税義務者として、次に掲げる固定資産に係る固定資産税のうち交付対象

行為に係るもの（以下「対象固定資産税」という。）を納税した場合における当該対象固定資産税額の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 新たに取得した建物又は償却資産
- (2) 事業を拡大するための床面積の拡張に係る建物の部分
- (3) 新たに取得した土地で、前2号に掲げる固定資産の設置の用に供するためのもの
- (4) 次条第3項の事業計画書を提出した時点において取得後1年を経過しない土地で、第1号又は第2号に掲げる固定資産の設置の用に供するためのもの
（事前協議）

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、市長と協議を行い、産業集積促進地域において行おうとする事業の奨励金の交付目的への適合性について、市長の選定を受けなければならない。

2 前項の協議を行うことができる者は、産業集積促進地域において、建物若しくは償却資産を新たに取得し、又は事業を拡大するために建物の床面積を拡張して事業を営もうとする企業等のうち、当該建物若しくは償却資産の取得又は建物の床面積の拡張に係る費用の額が1億円（中小企業者にあつては、3,000万円）以上であるものとする。ただし、当該償却資産が地方税法附則第15条第45項の規定による課税標準の特例の適用を受ける場合を除く。

3 第1項の協議を行おうとする者は、産業集積促進地域における建物若しくは償却資産の新たな取得又は事業を拡大するための建物の床面積の拡張に係る契約又は発注の日のうち最も早い日までに、所定の事業計画書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては法人登記簿謄本、個人にあつては住民票抄本
- (2) 第1項の規定による選定を受けようとする事業の内容に係る図面、現況写真等
- (3) 市税の滞納無証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の規定による選定を行う場合にあつては、あらかじめ、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）に規定する枚方市地域産業基盤強化奨励事業選定審査会に諮るものとする。

5 市長は、第1項の規定による選定を行ったときは、速やかに、協議を行った者にその旨を通知するものとする。

6 第1項の規定による選定を受けた者のうち、奨励金の交付を受けようとするものは、奨励金の交付を受けようとする年度において当該年度の対象固定資産税の課税状況を確認することができる書類を、市長に提出しなければならない。

（条件）

第8条 市長は、奨励金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付の開始年度の初日から起算して3年を超えて交付しないものとする。
- (2) 補助金の交付を受けた後に第7条第2項ただし書に規定する課税標準の特例の適用を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年3月31日枚方市要綱第28号]

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [平成29年3月30日枚方市要綱第21号]

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [令和3年3月30日枚方市要綱第16号]

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [令和6年3月29日枚方市要綱第16号]

この要綱は、制定の日から施行する。